

G X 需要創出に向けた研究会 中間とりまとめ（参考資料）

2026年7月

経済産業省 GXグループ 環境経済室

GX率先実行宣言の見直し

GX率先実行宣言の見直しにあたっての基本的考え方

基本的考え方

- 成長志向型カーボンプライシング構想の下、今後、GX投資が進展し、GX製品・サービスの供給拡大が見込まれる中で、GX投資によって生み出される製品が市場で評価されることにより、需要が創出され、市場が拡大していくことが重要。
- 特に初期需要創出にあたっては、GX製品を選択し、積極的に調達する企業の取組が不可欠であり、取組を通じた需要創出への貢献を見える化・評価することにより、企業による積極調達を後押しする枠組みが重要。
- GX率先実行宣言は、政府による中長期的な支援の対象となっているGX製品・サービスについて、その初期需要を立ち上げるべく、GX製品・サービスを積極調達する企業の取組を評価する枠組みであり、宣言を通じてGX需要創出に貢献する企業のプレゼンスを高め、GX需要創出の機運を醸成していく。

見直しの趣旨

- 積極調達に取り組む企業を後押しするにあたり、初期需要創出への貢献度合いを評価することが重要。そこで、国の目標を上回る水準の野心的な難易度の高い目標にコミットし、積極調達に取り組む企業に対して、需要創出への高い貢献があるものと認め、『プラチナグレード』を付与する仕組みを新たに創設する。
- 具体的な目標水準としては、製品ごとに、政府や業界が定める調達目標等と同等以上の目標を、個社として掲げる場合には十分に野心的と評価できるため、これをプラチナグレード取得のための閾値とする。
- 他方、対象製品・サービスのうち、政府や業界が定める目標がないものは、将来的に目標が設定されることを前提に、それまでの経過措置として、取組による排出削減効果や調達額が売上に占める割合で測定し、国の目標と同等以上と評価できる場合にはプラチナグレードを付与することとする。

本研究会の議論の焦点とスコープ（エネルギー安全保障）

エネルギー安全保障

- GXは、「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素」の3つを同時追求する取組。
- 中東情勢に伴いエネルギー危機が顕在化した今こそ、「危機管理投資」としてのGX投資の重要性が増している。
- 現在、成長戦略の議論においても、①エネルギー安全保障、②新産業創出、③産業の自律性・不可欠性確保等の観点から、エネルギー・GX分野における「危機管理投資」を加速していくための取組の強化/ロードマップの具体化が検討されている。
- 本研究会でGX需要創出の方策を検討するGX製品・サービスの範囲については、GX率先実行宣言の対象として既に政府の中長期的な支援があるものを前提とする。他方、現在政府が進めている成長戦略の検討が進展し、エネルギー安全保障の観点も含め、「資源・エネルギー安全保障・GX」分野におけるロードマップが具体化されて、政府が中長期的に支援を行う対象が新たに明らかになった場合には、当該対象を率先実行宣言の対象製品にも追加する。

GX率先実行宣言のアップデート

- GX率先実行宣言について、現状の課題も踏まえ、需要創出に貢献する企業が評価される仕組みとするために、以下の6つの項目に関してアップデートを行う。

見直し案	
項目① 宣言対象	調達側の視点での、 <u>対象となるGX製品・サービスの明確化 & リスト化</u>
項目② 宣言対象	<u>投資によるGX製品供給の大幅拡大</u> まで間の初期需要創出策と位置付けられる場合に限り、 <u>削減実績量を有する製品への対象拡大</u>
項目③ 宣言内容	<u>宣言グレードの抜本的見直し及びグレード取得のための目標閾値の設定</u>
項目④ 宣言内容	<u>事業活動と宣言製品の調達行動をポジティブリスト等で関連付け</u>
項目⑤ 宣言内容	企業単位ではなく <u>宣言製品単位で各社の取得グレード公表</u>
項目⑥ 宣言内容	<u>宣言内容についてフォローアップを実施し、内容を公表</u>

<現状の課題>

- 供給側の視点で、製品・サービスが区分されているため、調達側からは対象となるGX製品・サービスの定義・範囲がわかりにくい。
- 供給開始まで期間を要するあるいは流通量が少ない場合も多く、調達側にとっては初期の製品調達が困難なケースが多い。
- 現行グレードにおいては、目標は定量的であればよく、調達量の閾値が存在しないため、当該製品の需要創出への貢献度合いが評価できない。
- 事業活動と関連性の薄い製品であっても宣言可能であり、事業活動における需要創出への貢献度合いが測れない。
- 現在の公表方法は、取得したグレードの内訳や宣言内容がわかりにくく、外部からの評価につながらにくい。
- 現在は宣言内容のフォローアップが行われておらず、宣言の実現に向けた進捗が評価出来ない。

(参考) 現在のGX率先実行宣言の対象製品

宣言対象製品・サービス

分類	対象	分類	対象
産業競争力 基盤強化商品 (GX財源)	電気自動車等	GI基金支援 対象技術 (主要な技術を 抜粋)	洋上風力発電の低コスト化
	グリーンスチール		次世代型太陽電池の開発
	グリーンケミカル		大規模水素サプライチェーンの構築
	SAF		再エネ等由来の電力を活用した水電 解による水素製造
低炭素水素等 (水素社会推 進法に基づく もの)	水素		製鉄プロセスにおける水素活用
	アンモニア		
	合成燃料		
	合成メタン		

具体的な宣言の例

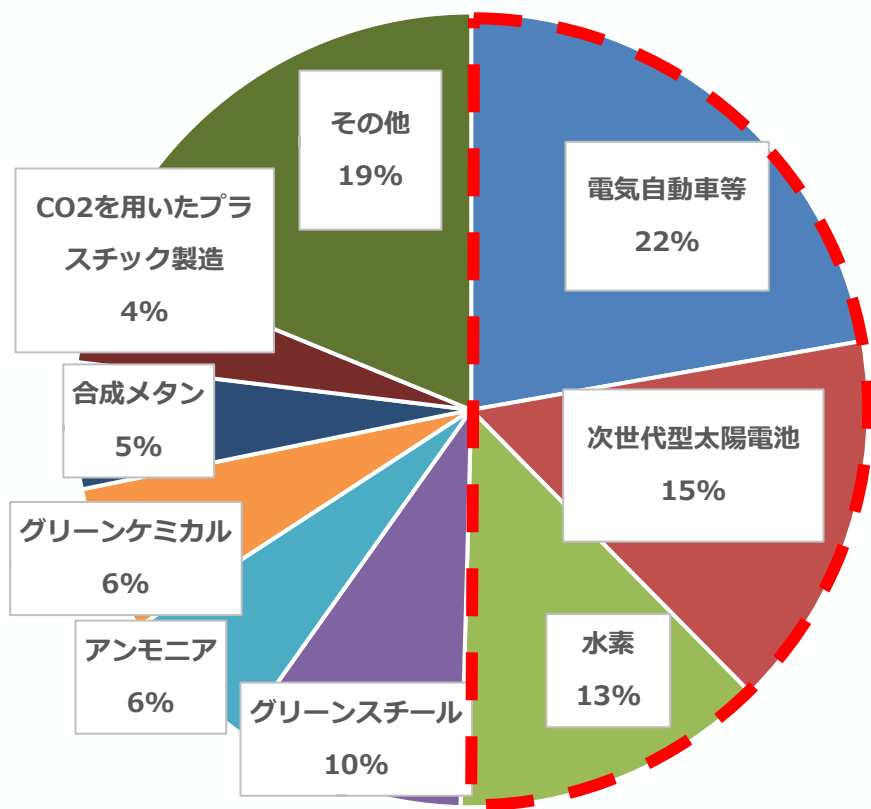
- ・ 自社が新築する住宅に使用する鋼材を、**2030年度までに30%をグリーンスチール**に切り替える (旭化成ホームズ)
- ・ **飲料缶製品や飲料ペットボトル製品にグリーンスチールやグリーンケミカルを使用**する (サントリーホールディングス)

(参考) GXリーグ公式WEBサイト<https://gx-league.go.jp/action/wg/>

(参考) 現時点までのGX率先実行宣言の宣言状況

- これまでに、**64社が宣言実施**済み（2026/ 5 /26時点）。
- 宣言内容の内訳としては、**電気自動車の採用**、建設会社等による**次世代太陽電池の採用**、**水素への燃料転換**が約半数を占める。

GX率先実行宣言の宣言内容内訳



GX率先実行宣言実施企業

グレード	企業名
ゴールド グレード	田中鉄工株式会社、株式会社木下カンセー、関西電力株式会社、積水ハウス株式会社、株式会社ジェイテクト、田中貴金属工業株式会社、Astemo株式会社、住友化学株式会社、京セラコミュニケーションシステム株式会社、東京ガス株式会社、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ、日本航空株式会社、株式会社JERA、株式会社神戸製鋼所、住友林業株式会社、旭化成ホームズ株式会社、大成建設株式会社、大東建託株式会社、JFEスチール株式会社、積水化学工業株式会社、大和ハウス工業株式会社、シュナイダーエレクトリックホールディングス株式会社
シルバー グレード	日本トムソン株式会社、サントリーホールディングス株式会社、小島プレス工業株式会社、総合警備保障株式会社、株式会社トクヤマ、応用地質株式会社、YKK AP株式会社、住友精化株式会社、株式会社すかいらくホールディングス
ブロンズ グレード	日本製鉄株式会社、エア・ウォーター株式会社、AGC株式会社、東亜合成株式会社、大阪ガス株式会社、東邦ガス株式会社、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、大橋鉄工株式会社、株式会社ブリヂストン、いすゞ自動車株式会社、JFE条鋼株式会社、株式会社ヤマト建設、王子マテリア株式会社、中部電力株式会社、株式会社コダマホーム、株式会社伊庭工務店、株式会社協栄、阿部建設株式会社、株式会社ユースフルハウス、住友電気工業株式会社、コスモエネルギーホールディングス株式会社、三菱ケミカルグループ株式会社、川崎重工業株式会社、三協立山株式会社、三菱ガス化学株式会社、株式会社日本触媒、株式会社一条工務店、タマホーム株式会社、パナソニックホームズ株式会社、株式会社東栄住宅、株式会社 LIXIL、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ

項目①：対象となるGX製品・サービスの明確化&リスト化

- 政府の中長期的支援があるものとして、産業競争力基盤強化商品・水素社会推進法に基づく低炭素水素等・GI基金支援対象技術に該当する製品を対象とし、調達側の視点で対象製品・サービスが明確になるようリスト化する。
- なお、対象リストに載せる製品・サービスは、現時点で社会実装されたもの又は社会実装の目途が立っているものに限ることとし、GI基金支援対象技術であっても、それに当てはまらないものは社会実装の目途が立ったことが確認された後にリストに追加する。

見直し後の対象製品リスト

用途	GX製品・サービス	該当制度・事業
製品 (I材料等)	水素 ¹	水素社会推進法、GI基金
	アンモニア ¹	水素社会推進法、GI基金
	合成燃料(バイオ燃料を含む) ¹	水素社会推進法
	合成メタン ¹	水素社会推進法、GI基金
	グリーンLPガス	GI基金
	SAF	産業競争力基盤強化商品、GI基金
	水素を燃料として用いて発電した電力	水素社会推進法、GI基金
	アンモニアを燃料として用いて発電した電力	水素社会推進法、GI基金
	浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力	GI基金
	ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力	GI基金
製品 (素材その他)	次世代型地熱を用いて発電した電力	GI基金
	廃棄物をガス化改質し精製した合成ガス	GI基金
	グリーンケミカル ²	産業競争力基盤強化商品、GI基金
	CO2を原料に物質生産できるよう改変した微生物	GI基金
	高機能バイオ炭	GI基金
	CO2等を用いたプラスチック	GI基金
	回収CO2を固定化した炭酸塩	GI基金

用途	GX製品・サービス	該当制度・事業
製品 (素材その他)	グリーンセメント	GI基金
	グリーンコンクリート	GI基金
	グリーンコンクリート製造のためのCO2固定型混和材	GI基金
	グリーンコンクリート製造のためのCCU骨材・微粉	GI基金
	高層建築物等の木造化に資する等方性大断面部材	GI基金
	グリーンスチール	産業競争力基盤強化商品、GI基金
	電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車）	産業競争力基盤強化商品、GI基金
	車載用蓄電池	GI基金
	ゼロエミッション船（エンジン・供給システム・周辺機器含む）	GI基金
	次世代パワー半導体	GI基金
	次世代グリーンデータセンター（光融合デバイス、光スマートNIC、省電力CPU、広帯域SSD等）	GI基金
設備	水電解装置	水素社会推進法、GI基金
	浮体式洋上風力用風力発電機	GI基金
	ペロブスカイト型太陽電池	GI基金
	次世代地熱発電システム	GI基金
	CO2分離回収設備	GI基金
	カーボンニュートラル対応工業炉	GI基金
サービス	SAFフライト	産業競争力基盤強化商品、GI基金

1: 水素社会推進法第2条第1項に定められた要件に適合するもの

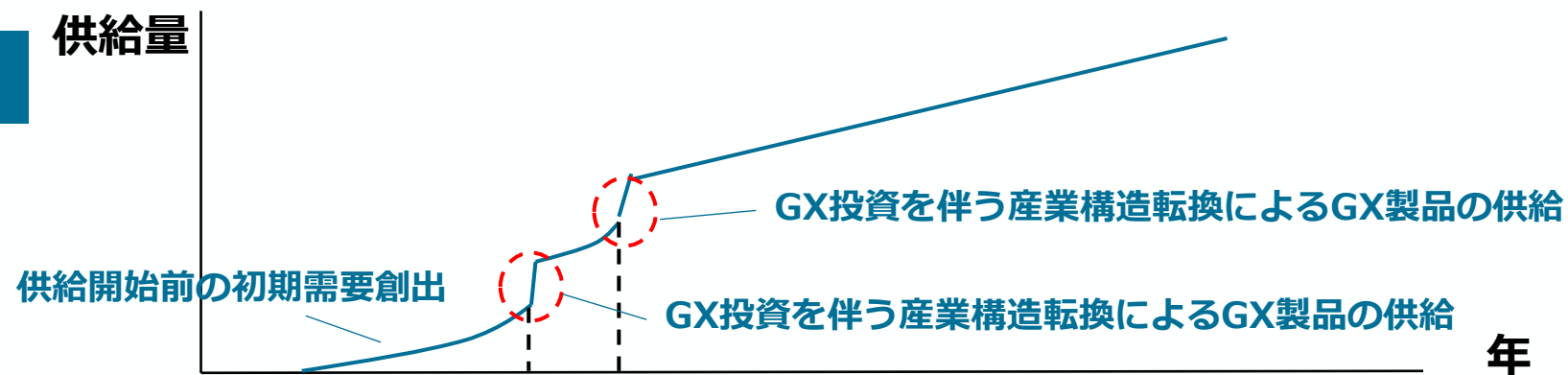
2: 原料をナフサからバイオ原料、廃プラスチック等のグリーン原料へ転換することに生成される基礎化学品で、以下の製品が該当。メタノール、エチレン、アセチレン、エタノール、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ペンテン、ペンタン、イソブレン、ペンゼン、ヘキセン、ヘキサン、トルエン、ヘプテン、ヘプタン、キシレン、オクテン、オクタン、スチレン、イソノナン

項目②：削減実績量を有する製品への対応

- GX製品の供給が加速化されるよう、多排出産業の排出削減のGX投資を促すとともに、GX製品の需要創出を後押しする環境の整備をすることも重要。
- 脱炭素への移行期においては、削減努力として脱炭素投資が行われた製品が市場で正当に評価されるために、削減努力を見える化した指標である製品の GHG 排出削減実績量の考え方が重要であり、2026年3月に削減実績量に関するガイドライン（※）が策定され、各業界においても業界ガイドラインが策定・検討されている。
- 多排出産業においてGX投資を伴う産業構造転換の結果として供給される、GX価値を有する製品として、現在GX率先実行宣言の対象となっている製品のうち、まずは業界でルールが整備されている、削減実績量を有するGXスチールをGX率先実行宣言の対象とする。
- 同様に、削減実績量に関するガイドラインに則り、業界において製品の削減実績量に関するルールが整備された場合には、削減実績量を有する当該製品を率先実行宣言の対象とすることを検討する。

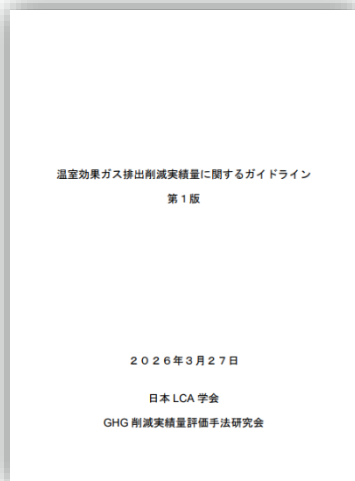
※ライフサイクルでの算定に関しては、削減貢献量が先行して国際規格の開発が進んでいる。削減実績量の指標が定義されることで、将来的には国際的にも市場に評価されることが期待される。

需要創出イメージ



(参考) 削減実績量

温室効果ガス削減実績量に関するガイドライン



- GHG削減実績量手法研究会における検討を経て、「温室効果ガス排出削減実績量に関するガイドライン（第1版）」が策定された（2026年3月公開）。
- 企業のGHG排出削減施策の内、製造プロセスの排出削減の成果を、製品のGHG排出削減実績量と称して算定し、主張するためのガイドを分野横断的に示したもの。
- 脱炭素投資が行われた製品が市場で正当に評価されるために、削減努力が見える化した指標である製品のGHG排出削減実績量に関する考え方、算定方法、ならびに主張の方法を示す

<https://www.ilcaj.org/kenkyukai/02/rep/index.html>

(例) GXスチールガイドライン



- 「GXスチールガイドライン」は日本鉄鋼連盟が策定したガイドラインであり、2050年のカーボンニュートラル達成を目標とする鉄鋼業において、その実現に至るまでの移行期間に適用される制度的枠組み（2026年1月改訂）。
- 鉄鋼プロセスの脱炭素化技術の多くは、長期に及ぶ開発に着手した段階であるため、現時点で直ちにGHG排出原単位的大幅な低下、或いはゼロとした鉄鋼製品の供給が技術的に難しい。
- 顧客のニーズに早期かつ的確に応え、脱炭素技術の開発・実装に向けた投資サイクルを継続的なものとするため、GXマスバランス方式・GXアロケーション方式を用いたGXスチールを定義。

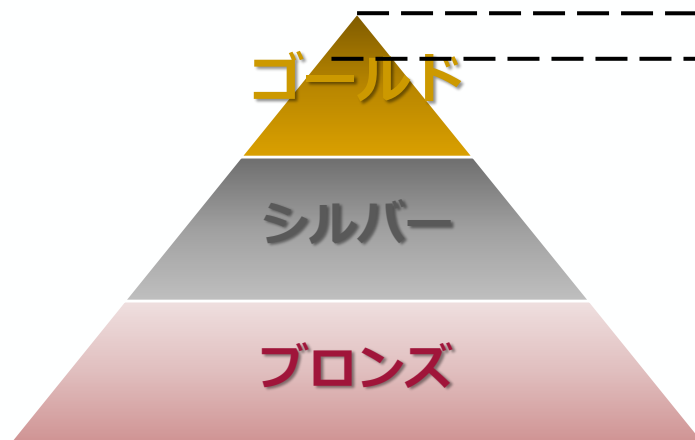
項目③：宣言グレードの抜本的見直し

- 真に需要創出に貢献する企業が評価される仕組みとすべく、宣言の適正化を図るため、現在の率先実行宣言のグレード（ブロンズ・シルバー・ゴールド）を抜本的に見直し、事業活動との関連や一定の閾値以上の取組をしているといった要件を満たした宣言を「プラチナグレード」とする。
- その要件については、（A）政府や業界が掲げる調達目標等を満たしているか、（B）調達することで排出量がどれくらい削減できるか、（C）一定基準以上でGX製品・サービスの投資を行っているか、の3種類の閾値を設定する。なお、閾値の設定方法は、調達した絶対量ではなく、規模要件に関わらず設定可能な比率を用いることとする。

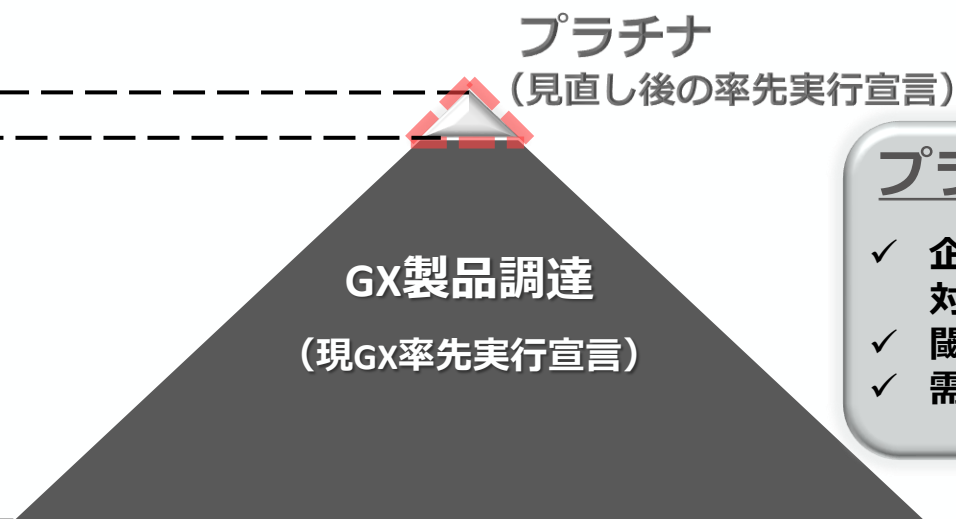
※ 上記要件を満たさない現行の率先実行宣言に基づき取得したグレードについては、新たな率先実行宣言に基づくプラチナグレードとは別の扱いと整理（GXフューチャー・リーグ入会要件としては、現行のGX率先実行宣言に基づき取得したグレードであっても要件を満たすこととする。）。現在ゴールドグレードを取得している宣言のうち閾値を超えるものだけが、プラチナグレードを取得できる。

グレードごとの要件

【現行のグレード区分】



【見直し後のグレード区分】



プラチナグレード

- ✓ 企業自らの事業活動に関連した対象製品の指定
- ✓ 閾値以上の定量目標の設定
- ✓ 需要創出への定量的な貢献評価

A 政府や業界で掲げられた調達目標等を満たしているか

- GX製品・サービスの需要側の機運醸成に向けて、政府や業界で定めた調達目標を閾値要件の原則とする。
- なお、直接的に調達目標の数値目標が掲げられている場合以外であっても、政府の検討会等において公的に示された供給目標数値等から、機械的に調達目標に準じた数値目標を試算可能な場合にはこれを閾値として活用する。
- 政府や業界が新たに調達目標や供給目標の設定を行ったGX製品・サービスについては、当該GX製品・サービスの閾値を追加する。

GX製品・サービスの調達目標/供給目標設定状況

製品/サービス名	調達目標	調達目標 (供給目標からの 試算結果)	試算式	供給目標数値	参考文献
アンモニア、合成メタン、合成燃料（海運用途）	10%	—	—	—	2023 IMO Strategy on Reduction of GHG Emissions from Ships
合成メタン	1%	—	—	—	第7次エネルギー基本計画 ※政府目標や都市ガスの基礎排出係数0メニューはバイオガスとの合算で設定している
SAF	10%	—	—	—	GX実現に向けた基本方針参考資料
グリーンスチール	—	10%	分子：グリーンスチール供給目標量 分母：高炉由来の国内向粗鋼生産量	300万トン (2030年)	第3回日本成長戦略会議「官民投資ロードマップ」 2025年度日本鉄鋼連盟生産統計
水素	1%	—	—	—	水素調達1%宣言（水素バリューチェーン推進協議会）
アンモニア	1%	—	—	—	水素調達1%宣言（水素バリューチェーン推進協議会）

B 調達することで排出量がどれくらい削減できるか

- GX製品・サービスの調達による当該企業の排出量削減インパクトを評価するために、**GX製品・サービスにより削減されるScopeの排出量に占める当該製品を調達した際の排出量削減率**を計算する（例えば、製品を作る際にグリーン鉄を使用した場合はScope 3 カテゴリー 1）。
- 分母の関係Scopeの排出量は企業の公開情報から、**分子の製品調達時の削減排出量は宣言する企業にそれぞれ試算をしていただく**（例えばグリーン鉄の場合は、鉄からグリーン鉄への置き換えにより削減しうる排出量を試算する。）。

排出量削減率の算定式

排出量削減率 =
$$\frac{\text{取組スコープにおいて GX製品・サービスを調達した際に削減される排出量}}{\text{GX製品・サービスにより削減されるScopeの排出量}}$$

（参考）取組スコープの考え方

対象製品のうち、水素等のように燃料として使用する場合はScope 1。電気自動車の場合Scope 1 + Scope 2。グリーン鉄やCO2等を用いたプラスチック等はScope 3 となる。



Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope2 : 他者から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1,2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

出所）グリーンバリューチェーンプラットフォーム

https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/review/2024/revw_20241017_5.pdf

C 一定基準以上でGX製品・サービスの投資を行っているか

- A及びB以外の方法として、積極的にGX製品を調達していることを評価するために、全社売上原価に占めるGX製品・サービスの調達金額の割合を計算する。
- 分母の全社売上原価は企業の公開情報から、分子のGX製品・サービスの調達コストは宣言する企業にそれぞれ試算をしていただく（例えばグリーン鉄の場合は、グリーン鉄への置き換え量×単価により調達金額を試算する。）。

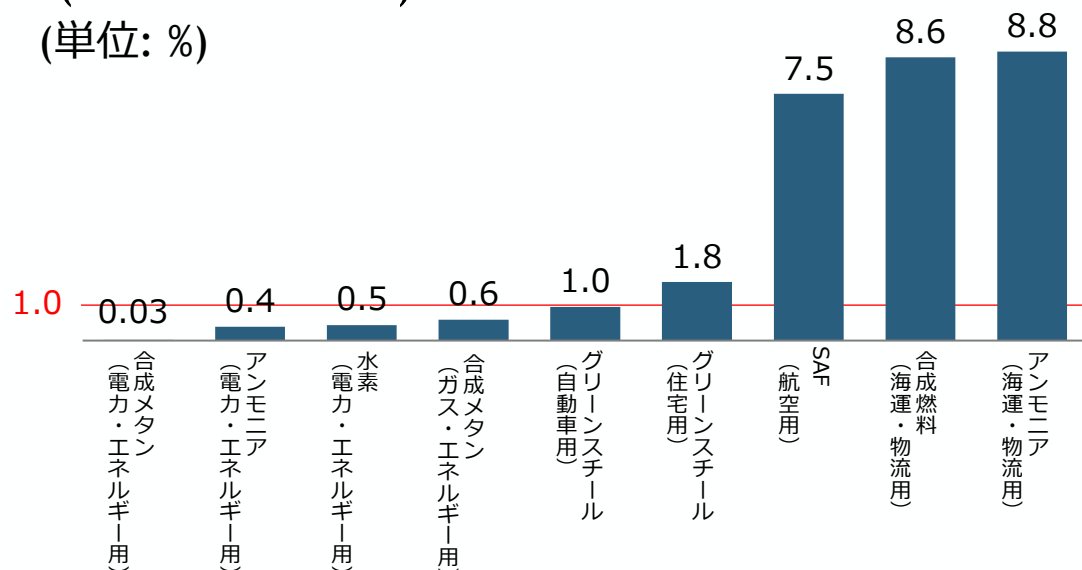
GX製品投資額割合の算定式

$$\text{投資額割合} = \frac{\text{GX製品・サービスの調達金額}}{\text{全社売上原価}} = \frac{\text{GX製品・サービスの調達数量} \times \text{調達単価}}{\text{全社売上原価}}$$

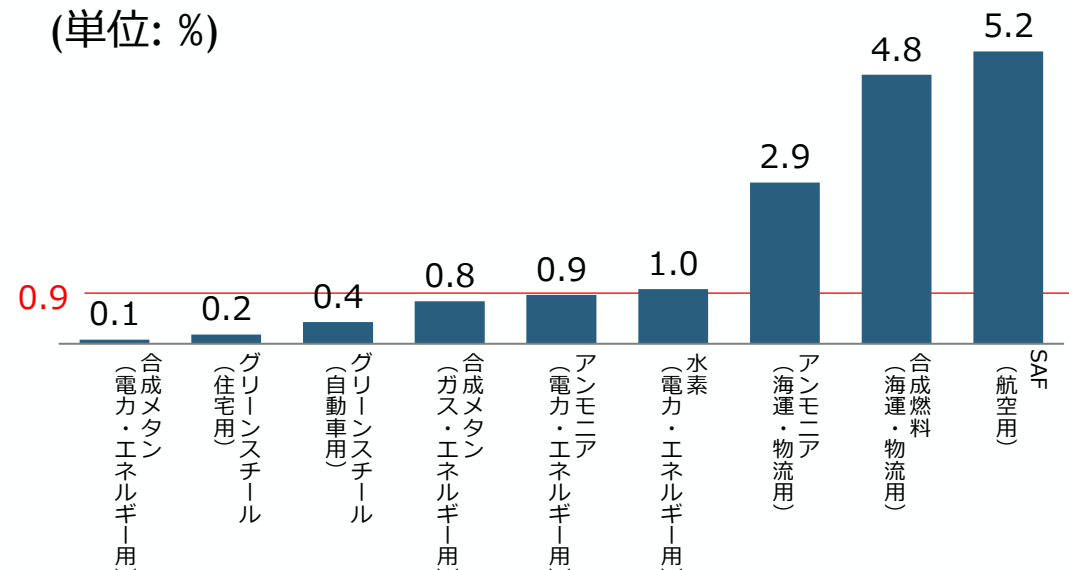
B・Cにおける閾値の設定水準について

- 閾値の要件としてのB・Cは、基本となるAの代替要件として設定するものという位置づけを踏まえれば、**B・Cの閾値の設定水準は、Aの閾値の設定水準と同等かそれ以上とする。**
- Aの閾値と同等の水準をBとCそれぞれの閾値に当てはめた場合の試算結果を踏まえ、Aとのバランスや制度との親和性から、**B・Cそれぞれの試算結果の中央値を閾値とする。**
 - 試算にあたっては、当該製品・サービスを主に調達するから抽出し、合成メタン（電力・エネルギー用）、合成メタン（ガス用）、水素（電気・エネルギー用）、アンモニア（電気・エネルギー用）、アンモニア（海運用）、グリーン鉄（電気自動車用）、グリーン鉄（住宅用）、合成燃料（海運用）、SAF（航空用）の9つを事例としてピックアップし、N=9にて試算。
 - なお、同一業界内において同一の製品活用を想定する場合、BおよびCの値は構造的に大きく変動しないことが確認された。

B (排出量削減率) の試算結果
(単位: %)



C (GX製品投資額割合) の試算結果
(単位: %)



(参考) Bの試算根拠

GX製品	用途	分母	分子	試算根拠
水素	電力・エネルギー用	宣言企業のScope1排出量	LNGから水素へ燃料転換した際の火力発電によるCO2排出削減量	個社の年間のLNG火力発電量×電力量の単位換算÷発電効率×LNG排出係数×水素代替率（Aの閾値1％）
アンモニア	電力・エネルギー用	宣言企業のScope1排出量	石炭からアンモニアへ燃料転換した際の火力発電によるCO2排出削減量	個社の年間の火力発電量（発電効率考慮済）×電力量の単位換算×アンモニア代替率（Aの閾値1％）
アンモニア	海運・物流用	宣言企業のScope1排出量	船舶向け燃料使用でアンモニアを導入したことによるCO2排出削減量	個社の年間の船舶向け燃料（Heavy oil C、Heavy oil A、Gas oil、LNG）使用量×アンモニア代替（海運用途）率（Aの閾値10％）
合成燃料	海運・物流用	宣言企業のScope1排出量	船舶向け燃料使用で合成燃料を導入したことによるCO2排出削減量	個社の年間の船舶向け燃料（Heavy oil C、Heavy oil A、Gas oil、LNG）使用量のうち、重油（Heavy oil C、Heavy oil A）使用量×合成燃料（海運用途）代替率（Aの閾値10％）
合成メタン	電力・エネルギー用	宣言企業のScope1排出量	都市ガス使用のうち、合成メタンへ代替した際のCO2排出削減量	個社の年間都市ガス使用量 × 都市ガスのCO2排出係数× 合成メタン代替率（Aの閾値1％）
合成メタン	ガス・エネルギー用	宣言企業のScope3カテゴリ11排出量	都市ガス販売量のうち、合成メタンへ代替した際のCO2排出削減量	個社の年間販売ガス量 × 都市ガスのCO2排出係数× 合成メタン代替率（Aの閾値1％）
SAF	航空用	宣言企業のScope1排出量	航空飛行でSAFを使用したことによるCO2排出削減量	個社の年間航空機由来CO2排出量 × SAFの削減率× SAF代替率（Aの閾値10％）
グリーンスチール	自動車用	宣言企業のScope3カテゴリ1排出量	自動車製造でグリーンスチールを導入したことによるCO2排出削減量	個社の自動車年間生産台数×1台あたりの鋼材使用量×従来鋼材とグリーンスチールの差分排出原単位（差分排出原単位=高炉鉄の排出原単位-革新電炉の排出原単位）×グリーンスチール調達比率（Aの閾値10％）
グリーンスチール	住宅用	宣言企業のScope3カテゴリ1排出量	戸建・集合住宅でグリーンスチールを導入したことによるCO2排出削減量	個社の年間供給戸数×1戸あたりのスチール量（鉄骨造）の代表値×戸建/集合住宅の延床面積×従来スチール-グリーンスチールで削減できるCO2量（差分排出原単位=高炉鉄の排出原単位-革新電炉の排出原単位）×閾値Aのグリーンスチール調達量（Aの閾値10％）

(参考) Cの試算根拠

GX製品	用途	分母	分子	試算根拠
水素	電力・エネルギー用	全社売上原価	水素の調達量×単価	・ 個社のLNG火力の年間燃料投入量の 閾値Aの1% を水素で代替した場合の熱量を試算し、必要な水素量を試算。
アンモニア	電力・エネルギー用	全社売上原価	アンモニアの調達量×単価	・ 個社の年間燃料投入量の 閾値Aの1% をアンモニアで代替した場合の、二酸化炭素の削減量を、石炭の標準値（発熱量26.1 MJ/kg、炭素排出係数0.0243 tC/GJ）から導かれる 約2.33 kg-CO2/kg-coal で割り、置き換わる石炭量を試算。アンモニアの低位発熱量を 18.8 MJ/kg として、熱量等価で置き換えた。
アンモニア	海運・物流用	全社売上原価	アンモニアの調達量×単価	・ A社の船舶燃料投入量の10%をアンモニアで代替する前提で、各燃料の低位発熱量を用いて燃料投入熱量を試算し、その10%を、アンモニアの低位発熱量18.89 MJ/kgで熱量等価に置換し、換算。
合成燃料	海運・物流用	全社売上原価	合成燃料の調達量×単価	・ 個社の年間重油使用量を熱量ベースで閾値Aの10%を合成燃料に置き換える前提で、合成燃料を「既存の船舶用液体燃料と同等のドロップイン燃料」とみなす場合は、熱量あたりでほぼ同等とみてよいため、必要量は概ね置換対象の燃料質量と同程度とした。
合成メタン	電力・エネルギー用	全社売上原価	合成メタンの調達量×単価	・ 個社の年間都市ガス使用量に閾値Aの 1 %を乗じて合成メタンの調達量を試算。
合成メタン	ガス・エネルギー用	全社売上原価	合成メタンの調達量×単価	・ 個社の年間都市ガス販売量に閾値Aの 1 %を乗じて合成メタンの調達量を試算。
SAF	航空用	全社売上原価	SAFの調達量×単価	・ 個社の年間燃料使用量の閾値Aの10%をSAFに置き換えるためのSAFの量を試算。
グリーンスチール	自動車用	全社売上原価	グリーンスチールの調達量×単価	・ 個社の自動車生産で年間に必要なグリーンスチール量＝年間供給台数×1台あたりのスチール量の代表値×閾値Aのグリーンスチール調達量(10%)で試算。 ・ 売上原価率は業界平均の77%を使用し、A社売上に乗じて算出
グリーンスチール	住宅用	全社売上原価	グリーンスチールの調達量×単価	・ 個社の戸建・集合住宅で年間に必要なグリーンスチール量＝年間供給戸数×1戸あたりのスチール量の代表値×戸建/集合住宅の延床面積×閾値Aのグリーンスチール調達量(10%)で試算。 ・ 売上原価率は業界平均の77%を使用し、A社売上に乗じて算出

(参考) 製品リスト記載の製品・サービスの活用基準

- 以下のリストに沿って、製品・サービスの項目に応じ、A、B、Cの基準のいずれかを活用することとする。

見直し後の対象製品リスト

用途	GX製品・サービス	該当制度・事業	
製品 (Iレ ギー)	水素 ¹	水素社会推進法、GI基金	A
	アンモニア ¹	水素社会推進法、GI基金	A
	合成燃料(バイオ燃料を含む) ¹	水素社会推進法	A ³
	合成メタン ¹	水素社会推進法、GI基金	A
	グリーンLPガス	GI基金	B or C
	SAF	産業競争力基盤強化商品、GI基金	A
	水素を燃料として用いて発電した電力	水素社会推進法、GI基金	B or C
	アンモニアを燃料として用いて発電した電力	水素社会推進法、GI基金	B or C
	浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力	GI基金	B or C
製品 (素材そ の他)	ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力	GI基金	B or C
	次世代型地熱を用いて発電した電力	GI基金	B or C
	廃棄物をガス化改質し精製した合成ガス	GI基金	B or C
	グリーンケミカル ²	産業競争力基盤強化商品、GI基金	B or C
	CO2を原料に物質生産できるよう改変した微生物	GI基金	B or C
	高機能バイオ炭	GI基金	B or C
	CO2等を用いたプラスチック	GI基金	B or C
	回収CO2を固定化した炭酸塩	GI基金	B or C

用途	GX製品・サービス	該当制度・事業	
製品 (素材そ の他)	グリーンセメント	GI基金	B or C
	グリーンコンクリート	GI基金	B or C
	グリーンコンクリート製造のためのCO2固定型混和材	GI基金	B or C
	グリーンコンクリート製造のためのCCU骨材・微粉	GI基金	B or C
	高層建築物等の木造化に資する等方性大断面部材	GI基金	B or C
	グリーンスチール	産業競争力基盤強化商品、GI基金	A
	電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車）	産業競争力基盤強化商品、GI基金	B or C
	車載用蓄電池	GI基金	B or C
	ゼロエミッション船（エンジン・供給システム・周辺機器含む）	GI基金	B or C
	次世代パワー半導体	GI基金	B or C
	次世代グリーンデータセンター（光融合デバイス、光スマートNIC、省電力CPU、広帯域SSD等）	GI基金（光融合デバイス、光スマートNIC、省電力CPU、広帯域SSD等）	B or C
設備	水電解装置	水素社会推進法、GI基金	B or C
	浮体式洋上風力用風力発電機	GI基金	B or C
	ペロブスカイト型太陽電池	GI基金	B or C
	次世代地熱発電システム	GI基金	B or C
	CO2分離回収設備	GI基金	B or C
	カーボンニュートラル対応工業炉	GI基金	B or C
サービス	SAFフライト	産業競争力基盤強化商品、GI基金	A

1:水素社会推進法第2条第1項に定められた要件に適合するもの

2:原料をナフサからバイオ原料、廃プラスチック等のグリーン原料へ転換することに生成される基礎化学品で、以下の製品が該当。メタノール、エチレン、アセチレン、エタノール、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ペンテン、ペンタン、イソブレン、ペンゼン、ヘキセン、ヘキサノール、トルエン、ヘブテン、ヘブタン、キシレン、オクテン、オクタノール、スチレン、イソノナン、3: 海運用途以外はBもしくはCを活用

項目④：事業活動との関連付け（1／2）

- ・宣言内容と事業活動の紐づけについて、事業ごとに関連する対象製品・サービスについては、**業種別の主な事業活動や主要排出源を踏まえて、自社努力で削減可能なGX製品・サービスを抽出し、ポジティブリストとして公開**する。

※ ポジティブリストは一般的に想定しうるものを列挙したものであり、リスト外の製品・サービスでの宣言を一切認めないという趣旨ではない。リスト外の製品・サービスでの宣言を**希望する場合には、事業者からの求めに応じ、事務局にて個別に判断**することとする。

ポジティブリスト（1／2）

業種	GX製品・サービス
農林業	水素、アンモニア、合成燃料(バイオ燃料を含む)、グリーンLPガス、高機能バイオ炭、CO2等を用いたプラスチック、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等
紙・パルプ	水素、アンモニア、合成燃料(バイオ燃料を含む)、合成メタン、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、CO2等を用いたプラスチック、ペロブスカイト型太陽電池、CO2分離回収設備、水電解装置
鉄鋼	水素、アンモニア、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、CO2分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
金属・鉱業	水素、アンモニア、合成メタン、グリーンLPガス、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、CO2分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
化学	水素、アンモニア、合成メタン、グリーンLPガス、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、廃棄物をガス化改質し精製した合成ガス、回収CO2を固定化した炭酸塩、CO2等を用いたプラスチック、CO2を原料に物質生産できるよう改変した微生物、グリーンケミカル、CO2分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
セメント・コンクリート	水素、アンモニア、回収CO2を固定化した炭酸塩、グリーンセメント、グリーンコンクリート製造のためのCO2固定型混和材、グリーンコンクリート製造のためのCCU骨材・微粉、CO2分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等
石炭・石油	水素、アンモニア、合成メタン、CO2分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
電気・ガス	水素、アンモニア、合成メタン、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池、浮体式洋上風力用風力発電機、CO2分離回収設備

項目④：事業活動との関連付け（2／2）

ポジティブリスト（2／2）

業種	GX製品・サービス
電気機器・精密機器	水素、合成燃料(バイオ燃料を含む)、グリーンスチール、CO2等を用いたプラスチック、ペロブスカイト型太陽電池、CO2分離回収設備、車載用蓄電池、水電解装置
建設	水素、合成燃料(バイオ燃料を含む)、合成メタン、グリーンスチール、CO2等を用いたプラスチック、グリーンセメント、グリーンコンクリート、高層建築物等の木造化に資する等方性大断面部材、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等
不動産	合成メタン、グリーンLPガス、グリーンセメント、グリーンコンクリート、グリーンスチール、CO2等を用いたプラスチック、高層建築物等の木造化に資する等方性大断面部材、ペロブスカイト型太陽電池
輸送用機器	水素、アンモニア、合成燃料(バイオ燃料を含む)、合成メタン、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、グリーンスチール、CO2等を用いたプラスチック、CO2分離回収設備、車載用蓄電池、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
運輸(陸運業、海運業、空運業、倉庫・運輸関連業)	水素、アンモニア、合成燃料(バイオ燃料を含む)、合成メタン、SAF、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等、車載用蓄電池、SAFフライト
金融・保険	ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、ペロブスカイト型太陽電池、SAFフライト
小売	合成メタン、グリーンLPガス、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、CO2等を用いたプラスチック、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等、SAFフライト
総合商社	ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、ペロブスカイト型太陽電池、SAFフライト、電気自動車等

項目⑤：宣言製品単位で各社の取得グレード公表

- 公表の方法について見直しについて、製品ごとにプラチナグレードを取得した企業を列記し、宣言した製品と宣言した企業の宣言内容が分かるように、GX推進機構のHPで公表する。
- また、現在のGX率先実行宣言では、宣言の取組状況について、自社HP等で開示することを求めていることから、同様に、見直し後のGX率先実行宣言においても自社HP等で開示することとする。

見直し後の公表方法

GX率先実行宣言企業一覧

- 水素
〇〇社、△△社
- ペロブスカイト太陽電池
〇〇社、◇◇社
- グリーン鉄
××社、□□社
- SAF
□□社

企業名
を押下



◇◇社

目標年度：2030年

取組内容：石炭に代えて 水素を5%以上調達し、製造工程での二酸化炭素の排出削減を行い、2030年度までに××年度比で30%の排出削減を行う。

・
・
・

項目⑥：フォローアップ

- GX率先実行宣言の信頼性・透明性の担保のため、宣言提出後の取組状況について事務局においてフォローアップを行う。
- 具体的には、年に1回の頻度で、取組の進捗状況のフォローアップを実施し、プラチナグレード取得企業からの取組状況の回答をGX推進機構HPで開示する。併せて、プラチナグレード取得企業からの宣言にかかる取組状況についてヒアリングを行うフォローアップ会合の場を設けることとする。
- 仮に、フォローアップの結果、未回答の場合や宣言内容を実行しないという回答があった場合は、制度趣旨から外れることとなるため、プラチナグレードの取下げや取消しも含めて、見直し後の制度の実施状況を踏まえて検討していく。

今後のGX率先実行宣言に係る運用・検証について

- 見直し後のGX率先実行宣言については、マニュアルやシステム等の受付体制の整備を行い、今年秋頃めどで見直し後のGX率先実行宣言の募集・認定を開始する。開始に際して、説明会も実施する。
- 今回、一定の整理の下で、仕組みを開始するが、プラチナグレード取得企業がどのくらい現れるか、対象製品ごとの取得企業に差は出るかなど、実際の運用を進めていく中で、確認・検証が必要であり、その結果次第で、GX需要創出への有効な施策とするために、更なる改善も必要と考えられる。
- また、本枠組みをきっかけに、現時点で目標の設定がないGX製品についても調達目標等の検討・設定が進展することが望ましい。他方、Aの要件に合致する製品が少ない中で、それを基に設定したB・Cの閾値の妥当性については、フォローアップが必要。閾値が甘い又は厳しいと評価されるようであれば、閾値の設定見直しを検討する。特に、Aの要件ではなく、B・Cの要件による宣言が大半を占めるような場合には、速やかに閾値の引上げを検討する。
- そのため、今秋の見直し実施後、半年間運用し、その間の実態を踏まえ、2027年春頃目途でフォローアップを行うこととし、改善点等の洗出しを行う。
- また、追加性のなくなった製品や普及が進展し市場で一般的となった製品など、対象から外すことを検討すべき製品については、今後、運用を進め、フォローアップや検証を行う中で、必要性や基準を検討する。

(参考) マニュアルイメージ

- 説明会開催までにマニュアルを整備する予定。

目次

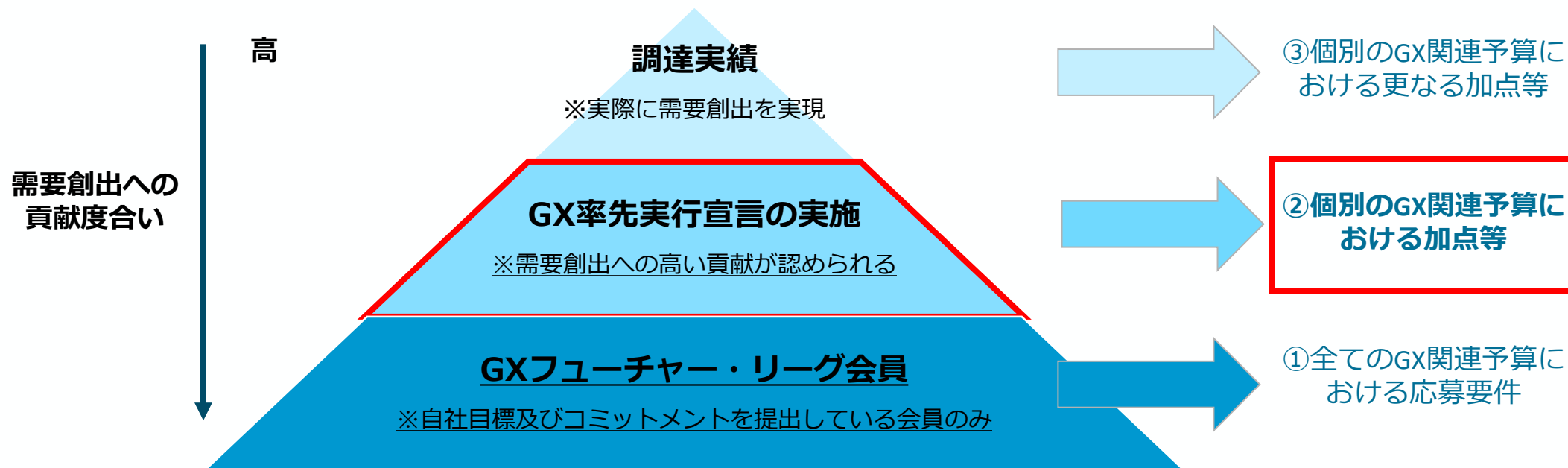
1. 本マニュアルの目的と使い方
 - 1.1 制度改定のポイントと本マニュアルの目的
 - 1.2 プラチナグレード取得に必要な要件の概要
 - 1.3 A・B・C基準の選択フローチャート
 - 1.4 製品別・基準対応表（製品ごとにA/B/Cのどれが適用されるか）
2. A基準：政府・業界の調達目標による算定
 - 2.1 A基準の定義と閾値一覧（製品別）
 - 2.2 算定式と計算手順
 - 2.3 製品別の計算例
3. B基準：排出量削減率による算定
 - 3.1 B基準の定義と閾値
 - 3.2 算定式と計算手順
 - 3.3 製品別の計算例
 - 3.4 排出係数等の参照先と標準値
4. C基準：GX製品投資額割合による算定
 - 4.1 C基準の定義と閾値
 - 4.2 算定式と計算手順
 - 4.3 製品別の計算例
5. 宣言の作成・提出と取得後の対応
 - 5.1 宣言書の記載項目と算定根拠資料の整備
 - 5.2 提出手続き
 - 5.3 年次フォローアップの対応

GX需要創出の取組とGX予算との連動

GX需要創出の取組とGX関連予算との連動

- GX需要創出に向けて、貢献度の高い事業者の取組を、インセンティブの付与を通じて後押しし、企業のGX需要創出の取組とGX関連予算との連動を図る施策として、需要創出への貢献度合いに応じて、①予算の応募要件、②個別予算における加点等、③個別予算における更なる加点等の3つの類型に分類。
- ②個別予算における加点等について、見直し後のGX率先実行宣言に基づく「プラチナグレード」を取得した事業者に対して、加点等のインセンティブを付与することとする。
- また、GX率先実行宣言とGX関連予算との連動について、GX関連予算以外への脱炭素に資する予算への拡大も視野に、今後検討を進めていく。

企業のGX需要創出の取組とGX関連予算における取扱い



GX率先実行宣言を活用したインセンティブ付与の基準

- 見直し後のGX率先実行宣言では、対象製品がリスト化され、目標閾値を超える宣言の取組について、宣言製品単位で、事業者ごとに、プラチナグレードを取得する。
- 一方、GX関連予算事業には、特定の製品・サービスの調達に限定される事業もあれば、省エネなど排出削減効果に着目し必ずしも特定の製品・サービスの調達に限定されない事業や委託事業も存在。このため、プラチナグレード取得に対する加点についても、以下のような分類でケース分けを行う。

➤ 特定の製品・サービスの調達に限定される事業

宣言製品を限定して、当該製品のプラチナグレード取得をもって、採択審査における加点要素とする

➤ 特定の製品・サービスの調達に限定されない事業及び委託事業

宣言製品を問わず、プラチナグレード取得をもって、採択審査における加点要素とする

- また、上記の横断的仕組みとは別に、個別の予算事業及び担当部署の判断で、例えば、率先実行宣言を上回る水準の個別製品の調達目標を設定するなど、プラチナグレードに相当する需要創出への貢献であると評価できる場合には、補助率のかさ上げなど更なるインセンティブを付与することも考えられる。

【例：令和8年当初予算ゼロエミッション船等の導入支援事業において、グリーン鉄を一定割合以上活用する場合】

個別のGX関連予算における加点等

- 個別予算におけるインセンティブ付与の方法は、事業の形態別に以下のとおり整理する。

事業形態	加点項目		インセンティブ
	GX率先実行宣言プラチナグレード取得	事業要件にかかる取組評価(グレード以外)	
〔 委託事業 〕	✓	—	採択時の審査項目における加点
〔 特定の製品・サービスの調達に限定されない事業 〕	✓	—	採択時の審査項目における加点
〔 特定の製品・サービスの調達に限定される事業 〕	✓	—	採択時の審査項目における加点
〔 特定の製品・サービスの調達に限定される事業 〕	✓	✓ GX率先実行宣言プラチナグレードに相当する需要創出への貢献	更なる加点等の追加インセンティブ